

令和 8 年第 3 回芦屋町議会定例会

会期日程（案）

1 1 日間

自 令和 8 年 9 月 8 日

至 令和 8 年 9 月 1 8 日

月 日	曜	種 別	内 容	開始時刻
9 月 8 日	火	本会議	議案上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 (本会議終了後、広報委員会)	10 時 00 分
9 日	水	本会議	一般質問	10 時 00 分
10 日	木	休 会		
11 日	金	委員会	付託議案審査 (総務財政常任委員会)	9 時 30 分
			付託議案審査 (民生文教常任委員会)	13 時 30 分
12 日	土	休 会	【敬老会 (夢リア)】	
13 日	日	休 会		
14 日	月	委員会	付託議案審査 (民生文教常任委員会)	9 時 30 分
			付託議案審査 (総務財政常任委員会)	13 時 30 分
15 日	火	委員会	付託議案審査 (総務財政常任委員会)	9 時 30 分
			付託議案審査 (民生文教常任委員会)	13 時 30 分
16 日	水	委員会	付託議案審査 (民生文教常任委員会)	9 時 30 分
			付託議案審査 (総務財政常任委員会)	13 時 30 分
17 日	木	休 会	予備日	
18 日	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決 (本会議終了後、全員協議会、広報委員会)	10 時 00 分

令和 8 年 第 3 回 芦 屋 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 （ 1 ）

令和8年9月8日 午前10時 開議

日程第 1 会 期 の 決 定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 行 政 報 告

日程第 4 同意第13号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 議案第46号 芦屋港ボートパーク条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第47号 指定管理者の指定について

日程第 7 議案第48号 令和 7 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 8 議案第49号 令和 8 年度芦屋町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第50号 令和 8 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第51号 令和 8 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

日程第11 議案第52号 令和 8 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第12 認定第 1 号 令和 7 年度芦屋町一般会計決算の認定について

日程第13 認定第 2 号 令和 7 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について

日程第14 認定第 3 号 令和 7 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第15 認定第 4 号 令和 7 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第16 認定第 5 号 令和 7 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

日程第17 認定第 6 号 令和 7 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

日程第18 認定第 7 号 令和 7 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について

日程第19 認定第 8 号 令和 7 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

日程第20 議案第53号 プールサイドパーゴラテント購入契約の締結について

日程第21	報告第10号	令和7年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
日程第22	報告第11号	令和7年度芦屋町一般会計継続費精算報告について
日程第23	報告第12号	専決処分事項の報告について
日程第24	報告第13号	地方独立行政法人芦屋中央病院の令和7事業年度における業務実績に関する評価結果について
日程第25	報告第14号	地方独立行政法人芦屋中央病院の第3期中期目標期間における業務実績に関する評価結果について

同意第 13 号

芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任について

新たに次の者を委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
第 423 条第 3 項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- | | | |
|---|------|------------------|
| 1 | 氏 名 | 田口 和博 |
| 2 | 生年月日 | 昭和 26 年 7 月 10 日 |
| 3 | 住 所 | 北九州市若松区 |

議案第 4 6 号

芦屋港ボートパーク条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋港ボートパーク条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

芦屋港ボートパーク条例の一部を改正する条例

芦屋港ボートパーク条例（令和 7 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（使用料に関する特例措置）

- 3 別表第 1 に定める駐車場に係る使用料については、当分の間無料とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本町議会の議決を求める。

令和8年9月8日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
芦屋海浜公園・芦屋海浜公園レジャープール
- 2 指定管理者として指定する団体
一般社団法人 芦屋町観光協会 会長 佐藤 暢男
- 3 指定の期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

議案第 48 号

令和 7 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

令和 7 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分
したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定によ
り、本町議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

別紙

令和7年度 芦屋町モーターボート競走事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,261,305,290	914,520,675	7,245,580,206
議会の議決による処分類	802,338,733	0	△ 7,245,580,206
建設改良積立金	0	0	0
利益積立金	0	0	△ 6,443,241,473
自己資本金への組入	802,338,733	0	△ 802,338,733
処分後残高	15,063,644,023	914,520,675	(繰越利益剰余金) 0

(注) 1 この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。

認定第 1 号

令和 7 年度芦屋町一般会計決算の認定について

令和 7 年度芦屋町一般会計決算につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、本町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

認定第 2 号

令和 7 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について

令和 7 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、本町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

認定第 3 号

令和 7 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

令和 7 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、本町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

認定第 4 号

令和 7 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和 7 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、本町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

認定第 5 号

令和 7 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

令和 7 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、本町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

認定第 6 号

令和 7 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

令和 7 年度芦屋町給食センター特別会計決算につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、本町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

認定第 7 号

令和 7 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について

令和 7 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算につき、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、本町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

認定第 8 号

令和 7 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度芦屋町公共下水道事業会計決算につき、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、本町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

議案第 53 号

プールサイドパーゴラテント購入契約の締結について

プールサイドパーゴラテントに関し、次のとおり購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 20 号）第 3 条の規定により、本町議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | プールサイドパーゴラテントの購入 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 9, 768, 000 円也（消費税込み） |
| 4 | 契約の相手方 | 住 所 福岡市南区柳瀬二丁目 3 番 2 号
会 社 名 株式会社 アイワ 福岡営業所
代表者名 所長 立野 治樹 |

契 約 書 (案)

1. 契約件名 プールサイドパーゴラテント
2. 納入場所 別紙仕様書のとおり
3. 契約金額 一金9,768,000円也（うち消費税・地方消費税888,000円を含む）
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税
法及び地方消費税法の規定により算出したもので、契約
金額に10/110を乗じて得た額である。
4. 契約保証金 芦屋町財務規則第72条第1項第1号の規定による（履行保険証券）
5. 納入期限 令和9年3月31日
6. 代金の支払方法 検収完了後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年9月25日

発注者	住所	福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号
	氏名	芦屋町長 貝掛 俊之 ⑨

受注者	住所	福岡市南区柳瀬二丁目3番2号
	氏名	株式会社 アイワ 福岡営業所 所長 立野 治樹 ⑨

入 札 結 果 表

- 1 契 約 方 法 一般競争入札
- 2 件 名 プールサイドパーゴラテント
- 3 入 札 日 時 令和8年8月19日 10時00分
- 4 入 札 場 所 芦屋町役場4F 41会議室
- 5 予定価格(消費税抜き) ￥21,150,000－ (事後公表)
- 6 最低制限価格(消費税抜き) 設定なし (事前公表)
- 7 入札価格(消費税抜き) ￥8,880,000－ (落札率 42.0%)

8 入札者及び入札価格

入 札 者		入 札 価 格			
		第1回	第2回	第3回	備 考
1	株式会社 アイワ 福岡営業所	8,880,000			落札
2	太陽工業株式会社 九州支店	10,000,000			

- 9 契約金額(消費税込み) ￥9,768,000－ (うち消費税 ￥888,000－)

報告第10号

令和7年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年9月8日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

令和 7 年度決算に基づく財政健全化判断比率報告書
及び公営企業の資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を算定したので報告します。

○健全化判断比率

健全化判断比率	算定結果 (令和 7 年度決算)	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率	－ %	15.0 %	20.0 %
2 連結実質赤字比率	－ %	20.0 %	30.0 %
3 実質公債費比率	10.7 %	25.0 %	35.0 %
4 将来負担比率	－ %	350.0 %	基準なし

○資金不足比率

会計名	算定結果 (令和 7 年度決算)	経営健全化基準
1 公共下水道事業会計	－ %	20.0 %
2 モーターボート競走事業会計	－ %	20.0 %
3 国民宿舎特別会計	－ %	20.0 %

報告第 1 1 号

令和 7 年度芦屋町一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

令和7年度芦屋町一般会計継続費精算報告書

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、次のとおり報告する。

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他	
10	2	芦屋東小学校校舎 大規模改修事業	5	27,681,000	9,364,000	18,200,000	0	117,000	0	0	0	0	0	△ 27,681,000	△ 9,364,000	△ 18,200,000	0	△ 117,000
教育費	小学校費		6	130,784,000	50,906,000	79,400,000	0	478,000	143,125,000	47,401,000	95,600,000	0	124,000	12,341,000	△ 3,505,000	16,200,000	0	△ 354,000
			7	114,471,000	54,301,000	60,100,000	0	70,000	112,324,700	61,021,000	51,200,000	0	103,700	△ 2,146,300	6,720,000	△ 8,900,000	0	33,700
			計	272,936,000	114,571,000	157,700,000	0	665,000	255,449,700	108,422,000	146,800,000	0	227,700	△ 17,486,300	△ 6,149,000	△ 10,900,000	0	△ 437,300

報告第 1 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、中央公民館非常用電源整備工事の請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 13 日

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 変更前の契約金額 | 一金 144,318,900 円也 |
| 2. 変更後の契約金額 | 一金 145,348,500 円也 |
| 3. 変更理由 | 雨水排水対策の追加、信号配線の追加、
接続ダクト等の追加、配線方法等の見直し等 |

報告第 13 号

地方独立行政法人芦屋中央病院の令和 7 事業年度における業務実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項第 2 号の規定により評価を行ったため、同条第 5 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

報告第 1 4 号

地方独立行政法人芦屋中央病院の第 3 期中期目標期間に見込まれる業務実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 8 条第 1 項第 2 号の規定により評価を行ったため、同条第 5 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之